

電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

1 はじめに

当レポートは、私が某食品会社の電子帳簿システムの導入プロジェクトに参画し、国税関連帳簿および関係書類の電磁的記録による保存等についての申請に関わった際、法令が要求するシステム要件がおよぶシステムの範囲について検討した内容をとりまとめたものです。

このプロジェクトでは、大阪国税局との議論において、法令が要求する条件を満たすべきシステムの範囲が、プロジェクトメンバーの想定より広がったため、結果的に申請を断念することになりました。しかし、電子帳簿システムは導入し、経理部門がこれまで紙ベースで行ってきた各種のチェック作業を画面を見ながら行うという形へ変更しました。ただ、その電子帳票はあくまで社内業務の合理化/効率化のために用い、税法上の保存帳簿としては紙に出力したものを正とするという運用になりました。

プロジェクトを担ってきた私たち（私だけかもしれませんが）としては本意でありましたが、案外にお客様は淡白でした。紙をなくすことができないことによって、当初計画されていた紙の保管にまつわるコスト削減が実現できなくなったわけですが、電子帳簿の申請を通すためにシステムに投下しなければならない費用を考えると比較にならなかったということなのでしょう。

2 電子帳簿申請で目指したことおよび関係法令

2.1 電子帳簿申請で目指したこと

電子帳簿システムを導入することによって、これまで紙で出力した帳簿で行っていた各種のチェック業務を、帳票データの検索機能や電子的な書込み（付箋やマーカー）機能などを使って画面での作業に変えます（業務の効率化）。同時に、法令によって定められたられた保存義務についても、電子媒体での保存に切りかえ、紙の保存にまつわるコストを削減する（コスト削減）。

2.2 関係法令

- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
- 電子帳簿保存法取扱通達

電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

3 法令が要求するシステム要件

法令は電子帳簿の申請を認めるために多くの要件を定めています。大きく分類すると以下のようなものがあります。

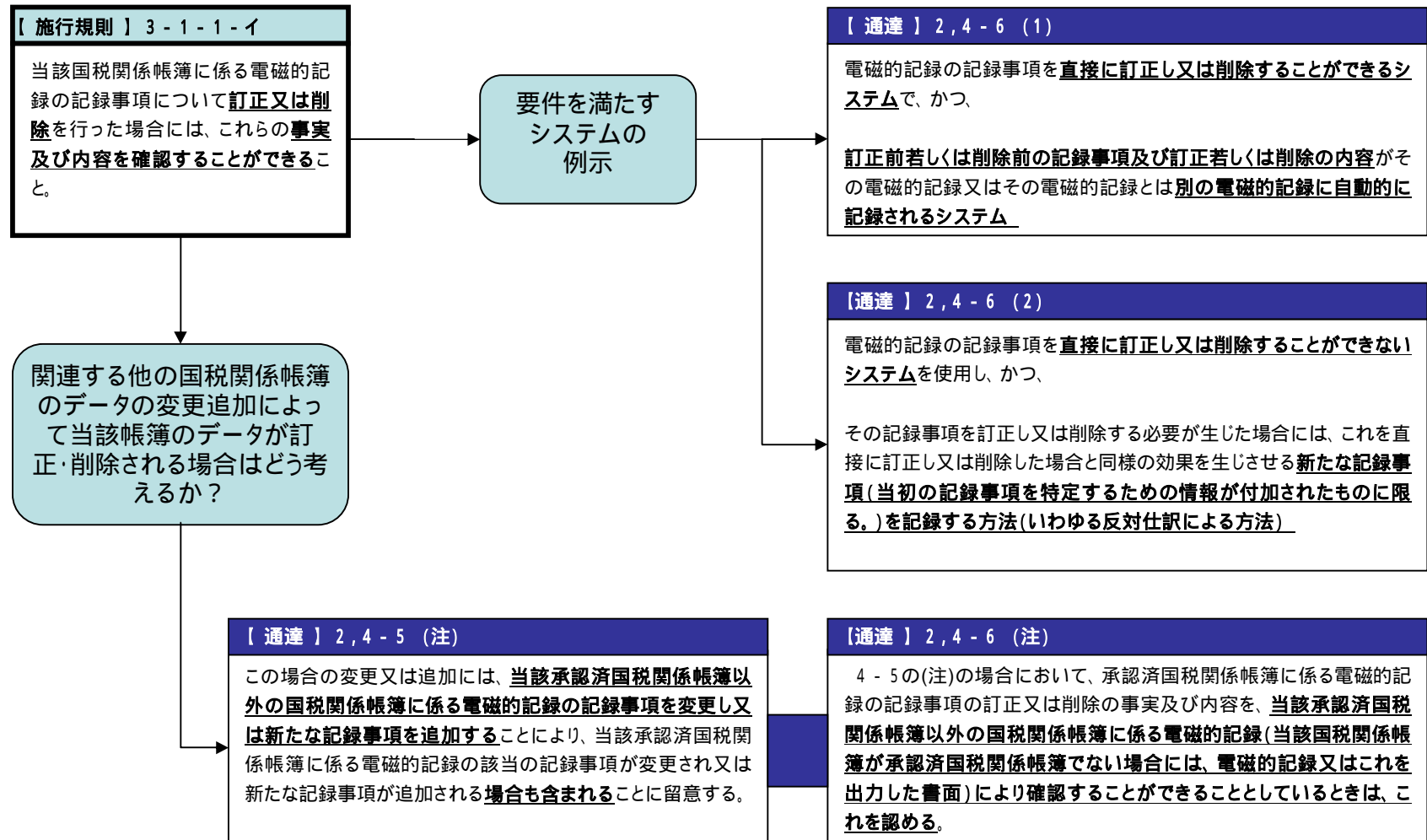
- 情報システムのデータ管理機能およびデータ検索機能に関する要件
- 情報システムの設計書・マニュアル類に関する要件
- 電子帳票の画面およびプリンタへの出力機能に関する要件

これらの要件の中で、私たちは「情報システムのデータ管理機能およびデータ検索機能に関する要件」がどの範囲までおよびのかを問題にしました。特に仕訳データがフロントの業務システムよりインタフェイスされてくる構造を持った（これが普通の形だと思います）システムの場合に、どのように判断すべきなのかという点です。

その問題に入る前に法令が要求する「情報システムのデータ管理機能およびデータ検索機能に関する要件」をおさらいしておきます。

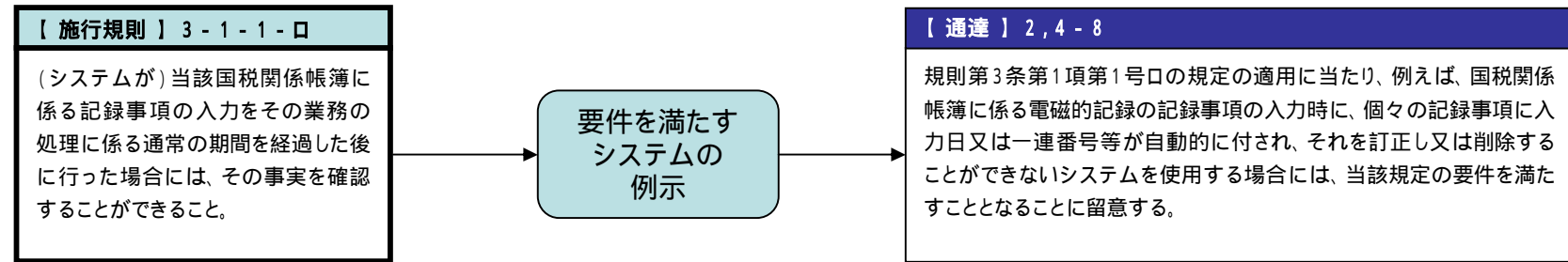
電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

3.1 訂正・削除の履歴の確保

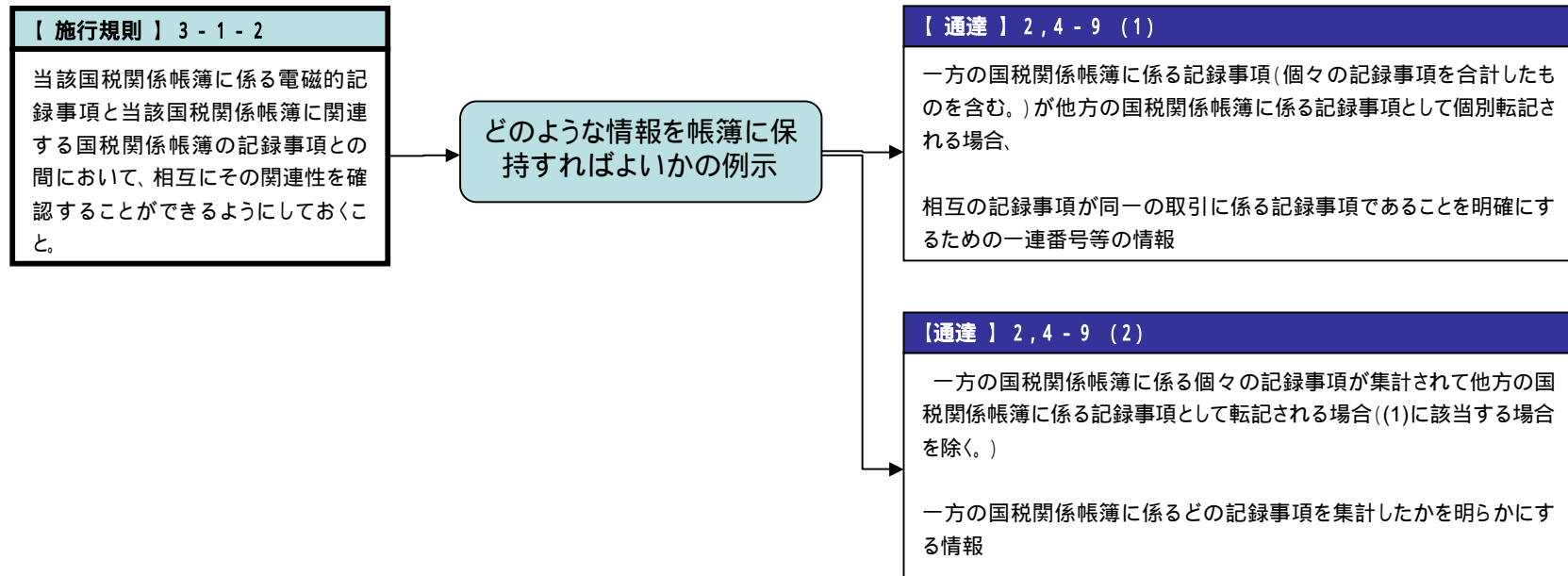


電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

3.2 追加入力履歴の確保

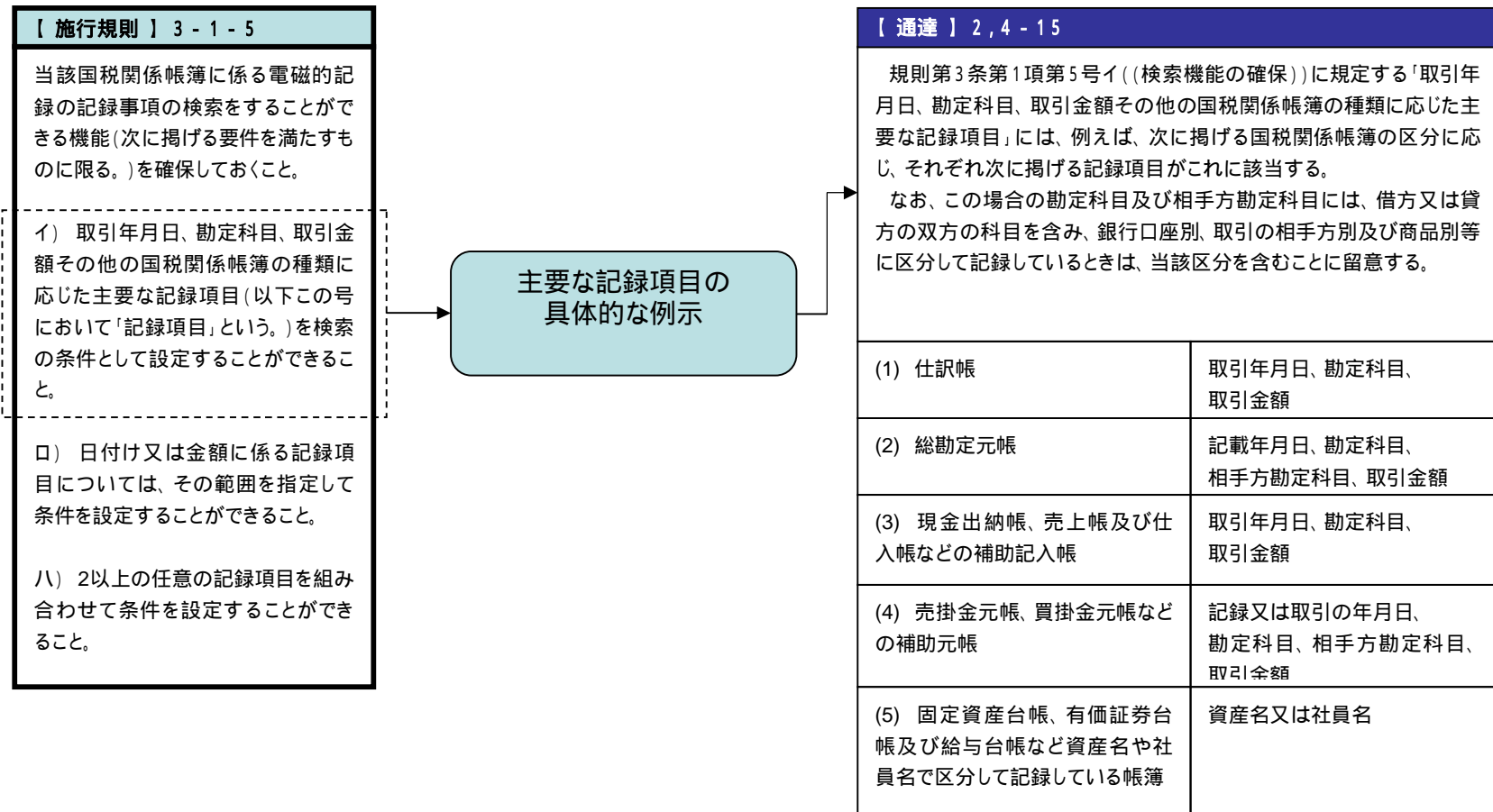


3.3 相互関連性の確認



電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

3.4 検索機能の確保

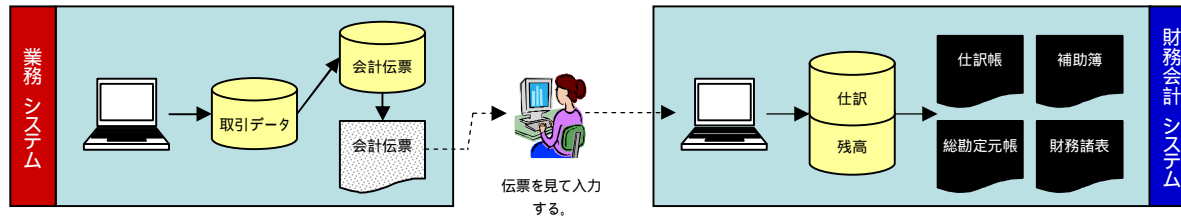


電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

4 システム要件のおよぶ範囲（大阪国税局見解）

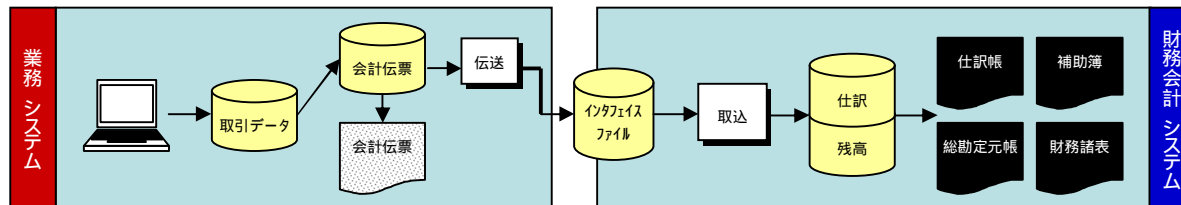
法令の規定するシステム要件がおよぶシステムの範囲を確認するために、大阪国税局を訪問しました。そこで確認した結果は、財務会計システムとフロントの業務システムの連携の形態によって、以下の通り異なります。尚、ここで電子帳簿の申請対象となっているのは、黒塗りの4帳票です。

4.1 業務システムと財務会計システムとの間にデータインタフェースがない場合



- 伝票データがインタフェースされずに、財務会計の画面から入力されているのなら、業務システムは範囲外です。
- 財務会計の画面から入力するデータが個別取引に対応する仕訳であるか、取引を集約した仕訳であるかは関係ありません。

4.2 業務システムと財務会計システムとの間にデータインタフェースがある場合



- 業務システムから集約仕訳が月次で伝送されているのなら、業務システムは対象外。
- 集約仕訳（複数の取引をまとめて仕訳をつくる）ではなく、個別仕訳の伝票データを伝送しているのなら、その伝票データが業務システムに伝送前に滞留している期間が問題になる。7日以内なら（国税通達2，4 - 7からの演繹）業務システムは対象外としてもいいが、そうでないのなら対象となる。

電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

5 大阪国税局見解の評価と位置づけ

5.1 今回の大阪国税局の見解の位置づけ

このプロジェクトを遂行中に、私が知っている別のお客様が、同じような電子帳簿の申請に関して、システムに対しどこまで要件を求められるのかを確認するために大阪国税局を訪問された時、前項で述べた「7日間滞留」の基準が示されたそうです。

今回の問題に限らず、法令の解釈については、担当の調査官によって言うことが異なる場合が結構あると聞いています。私が面談させていただいた調査官からこの基準を示された時、私は正直なところ、強引な理屈だなと感じました。しかし、期間を置いて複数の担当官から同じような見解を示されたことを考えると、少なくとも大阪国税局内では、ある程度統一された基準になっているのだらうと思われれます。

5.2 私の個人的な評価

- 今回の場合、業務システム側から出力されている会計伝票については、電子帳簿としての申請の対象外で、従来どおり紙の伝票が正であるという運用です。にもかかわらず、画面からデータを入力する場合と、データインタフェースされる場合とで、その元のデータを作った業務システムの扱いが変わる本質的な理由が分かりません。いずれの場合でも税務上の原始証憑は会計伝票であり、その通りのデータが財務会計に格納されていなければ、格納データの方が間違いなのです。
- データ改竄リスクという面を考えた場合も、電子帳票を認めた場合と認めない場合で違いがありません。つまり、業務システム側で最初に作成された伝票データが伝送前に改竄されたとしても、財務会計システムには改竄後のデータが送られるだけです。そして一旦送られたデータは財務会計側では変更できません。今回申請する帳簿を電子化しようと紙のままに残そうと全く同じ内容になるはずですが、にもかかわらず、元の業務システムが要件を満たしていないから電子帳簿はダメで、紙の帳簿なら良いというのは理屈が通らないと思います。
- 国税当局が、電子帳簿の申請に際しては、企業の会計データにかかわる業務システムに対してできるだけ広い範囲でデータ改竄リスクの削減（あるいはもっと本質的な言い方をすると真実性の確保）を求めることによって、企業のシステム改善を促そうという意図をもっているのなら仕方ないだらうと思います。しかし、当局がそういう意図を持っておられるならそう言ってほしいと思うのは私だけでしょうか。

電子帳簿の国税申請における対象システムの範囲について

6 最後に

今回、電子帳簿の申請業務に関わらせていただくことによって、私自身多くのことを勉強させていただきました。また、私が日頃お世話になっている方々に相談に乗っていただいたり、情報をご提供いただいたりしました。今回このレポートをお送りしたのは全てそういう方々です。あらためてお礼を申し上げます。

私自身は国税対決第2ラウンドをと意気込んでいたのですが、結局、お客様が申請を断念することによって実現しませんでした。残念ではありますが、その決定が下される過程で、国税当局と喧嘩をしたり、当局からにらまれることになってしまうことは絶対に避けたいというお客様の意図をひしひしと感じたのも事実です。民と国との力関係と、その関係の中でしたたかに生き抜く民の強さを垣間見た気がします。

ご拝読有難うございました。

2005年8月9日
ムラカシシステムオフィス
村岡政美